

柏上料第357号の4

次の者に係る地方自治法第231条の3第1項の規定による通知（柏市下水道使用料）について、地方自治法においてその例によるものとされている地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この公示送達に係る通知は、柏市上下水道局料金課が保管しており、いつでも送達を受けるべき納付義務者に交付します。

令和8年7月17日

柏市上下水道事業管理者 飯田 晃一

名 前
吉 原 さくら